

「沖縄県国民保護計画」(素案)に対する意見

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	
連絡先 (必須)	電話番号:
	電子メールアドレス:

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容

該当箇所:

多数にわたるので、「意見の内容」において、各記述項目の冒頭に明記する。

意見の内容:

第1編

1. 第2章 国民保護措置に関する基本方針について

(5)で「国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。」(下線意見提出者:以下同)とあるが、住民が協力するか否かは本来全く任意であり、決して制約を加えてはならない内心の自由にかかわる問題である。したがって、協力をするよう「努める」ことを計画に謳うのは、住民への不当な要求であり不適切である。

また、(9)において地域特性への配慮が謳われているが、島嶼県であること、軍事基地が集中することのいずれについても、その具体的な検討がなされていない。このことについては、具体的に後述する。

2. 第3章5ページ 図 国民の保護に関する措置の仕組み について

本図では、国→県→市町村→住民という一方的な指示の流れがあるだけで、市町村と県は措置の実施および対策本部における総合調整を要請できるだけである。住民は、国にも地方公共団体にも何らの働きかけはできないということになっている。このような、一方的、中央集権的な命令・指示・情報の流れで、第2章に列記されるような基本的人権等への配慮や本県の特殊性への配慮がどのように保障されるのか。全く実効性を欠いていて不当である。

また、NBC 攻撃への対処も項目立てられているが、本県で実際に核兵器や生物化学兵器への対処が可能なのか、十分に実態に即した検討が必要である。

島という閉鎖空間で基地と隣接して県民多数が暮らす本県の実情を考えるなら、本図のフローについて抜本的な再検討を要する。

3. 第4章 県の地理的社会的特徴 について

1および5において空港、港湾、道路の機能・容量について具体的な数値が明記されていない。これらインフラの実況は、避難計画等が立案・実行可能であるのかを検討する上で必須の基礎データであるから、具体的かつ十分に、資料を収集整理して明記される必要がある。

例えば、空港であれば、滑走路長などから導かれる運航可能な機種、飛行場内に駐機できる機

数、それらの機種の一時間・一日の最大発着能力、その飛行場に常時運航する民間機の機種別機数、有事における管制（アプローチコントロールを含む）の主体と運用のあり方などの諸データを掲げ、それに基づいて、そもそも住民の避難や県外からの来援が可能なのかを具体的に検討する必要がある。

2において、「自然環境に恵まれている」という漠然たる表現があるが、琉球列島が陸、海共に全域で世界的に貴重で特異な生態系を有し、それは世界遺産への登録が目指されているほどであり、その保全が特別に重要な課題であることを明記する必要がある、それに対応した具体てきな対処案の策定がひつようである。

4において、米軍基地と海との関係で、東西を結ぶ道路が限られることから孤立する地区が生じるとの記述があるがあいまいである。中北部の基地群が攻撃を受けたり米軍が戦闘状態にあれば、中北部全域が孤立する可能性を想定することの方が相当であり、本素案は過小評価である。

6 米軍施設について、陸上の施設は簡略に記されているが、訓練空海域など海域の占有の問題は全く記載が欠落しており、考慮に入れられていない。また、米軍施設は、攻撃対象ともなりえ、放射性物質や有毒化学物質なども多量に取り扱っていることから、県民の保護計画に重大な影響を及ぼすものであり、各施設ごとの運用実態についても記述され、それに基づいて保護計画への影響の検討が加えられる必要がある。

7 羽地ダムや琉球大学に隣接する都市ガスタンクなど、重要施設の記述が不足しているように見受けられる。

以上のように、基本的なデータと、それに基づく計画の前提の検討を欠いており、本計画は砂上の楼閣といわなければならない。

第2編

1. 第1章 第1の1 について

平素の主な業務として表中で「NPO 法人・ボランティア等の情報収集に関すること」と記されているが、NPO や個人の活動一般について制約なく情報収集することは、プライバシーの侵害に当たる。情報収集の範囲や方法について、限定を加える必要がある。同様に「私立学校との連絡調整」においても、県民保護の名の下に私立学校の運営に不当な介入をすることの疑念が生じないように、連絡調整の対象範囲を明記するべきである。

2. 同第2の1 について

(4)および以降の米軍関係の記述では、米軍との協議が終了しておらず、後日情報提供する旨記されている。米軍基地が都市部に集中することは県民保護計画に関わる沖縄県の特異性の最大の特徴である。その米軍基地について、資料も連携態勢も明確でないままに県民保護計画を策定することはそもそも不可能である。したがって、米軍基地・部隊との連携関係が完全に明らかにされるまでは、本県では県民保護計画を策定すべきでない。その間は、国に対し、早急な対応策の策定を求めるべきである。米軍について全く未知数のままの本素案は、全くリアリティを持たない。実効性の疑われるままであえて県民保護計画を策定すれば、現状でも一定の計画立案が可能であることを県が表明したことになり、国と米軍に対し誤ったシグナルを送ることになる。

3. 同第5の1 について

県は職員その他に研修を行うことが記されている。その講師として自衛隊などが挙げられている。地方自治体の公務員といえども、職員には内心の自由があり、国防・軍事を前提的に肯定する研修を行うことは、職員の権利を侵害する可能性がある。いわんや自主組織等の市民に対して、それを促進することは重大な問題を生じる可能性がある。県は職員その他に、特定の研修を強要したり、拒否したものへの不利益取り扱いなど、強く誘導することがあってはならない。そのことが明瞭になるように案文を書き改めるべきである。

4. 第5章の1 について

「国民保護措置に関する啓発」の項目中で、学校における教育として、県立学校での教育について記している。これは、本章の前書きにあるように「武力攻撃災害による被害を最小限化する」ために「武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある」から行う啓発活動として、県立学校での教育活動が挙げられているのである。したがって、本項が目的とするのは、「生命尊重の精神」などの教育一般ではなく、極めて具体的な国防教育にほかならない。したがって、武力攻撃事態等に対処できるようにする教育を行うことを規定することそのものが、生徒の内心の自由を侵し、教育の平和的民主的原則を損ねるものである。それは、実際に授業において戦争や武力行使を賛美したり、軍事活動への協力を当然視したりするか否かには関係ない。

本県はかつて、戦争協力の教育を熱心に行い、「自主的」に学徒隊を組織した結果、1945年の地上戦において生徒児童に取り返しつかない甚大な死傷者を出したのである。自我や判断力の完成していない子どもに、戦争対応に関して特定の立場からの公教育をなすことは、極めて危険な国家的誘導であり、先の大戦の痛苦の経験からそれらを排除すべく教育基本法をはじめとする教育法制が整備され、今日まで実践されてきたところである。

とりわけ過酷な沖縄戦とその後の軍事支配の経験をもつ本県として、教育の現場に国防に関わる事項を持ち込むことは厳に避けねばならず、計画制定が定められている国民保護計画の策定においても、教育の国防への動員を避けることはもとより、自治体と県民の「協力」態勢の構築には、他県よりもとりわけ慎重に臨み、県民の十分な上にも十分な議論を必要とするところである。

また、万一、教育法制の全面的な改変が将来行われ、それに基づいて本案文にあるような国防教育が導入されることになったとしても、生徒本人や保護者の意思が尊重され、そのような教育が事実上強制されることのないよう、細心の配慮をすることが担保されていなければならないのである。

こうした観点は本案文には全く見られず、したがって、重大な問題があることを指摘しなければならない。公教育の場で、「国民保護措置に関する啓発」活動を行うことは憲法・教育基本法上不可能であり、本案は不適當である。

総括

これまで記してきたように、本案文においては、米軍との連携など、計画の基軸となる部分が不明の状態であり、沖縄本島内での県民の移動、離島から沖縄本島への移動、沖縄から県外への移動などが実際に行うのか、その可否自体の検討もなされていない。さらに、県民の協力のあり方、県職員の研修や児童生徒への教育などをつうじて、県民の内心の自由などが侵される可能性が高いものと考えられる。

したがって、本案文は、その根幹部分に欠陥があるといわざるを得ず、それらが解決されるまで、拙速に計画を策定することはしてはならないと考える。

〔提出期限〕 平成18年1月25日(水) 必着

〔提出先〕 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事公室防災危機管理課

FAX: 098-866-3204

E-mail: aa070700@pref.okinawa.jp

意見提出用紙

「沖縄県国民保護計画」(素案)に対する意見

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	(住所)
連絡先 (必須)	電話番号:
	電子メールアドレス:

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容	
該当箇所:	「第1編 総論」の「第4章 県の地理的、社会的特徴」、「5 モノレール、空港、港湾の位置等」(12頁中段~14頁上段)について。
意見の内容:	<p>まず、市町村域外への避難において「モノレールとバス等との連絡についての課題」が後の記述においても乗り越えられていない。どのような避難をするようにするのか十分に考えておかないと、とっさの指示は不可能ですしモノレール側としてもどう対応するか検討が必要でしょう。</p> <p>つぎに武力攻撃事態においては、空港や港湾は軍事基地と同様に「軍事攻撃目標」になりやすいこと。武力攻撃事態の4類型のうち「航空攻撃」は、まさにそのような施設の爆撃を行う目的で行われるものと思慮いたします。住民を航空機や船舶で避難させるにしても、空港や港湾の確保がままならない状況においては、本当に有効に機能するのか安心できません。</p>

【提出期限】 平成18年1月25日(水) 必着

【提出先】 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事公室防災危機管理課

FAX: 098-866-3204 E-mail: aa070700@pref.okinawa.jp

意見提出用紙

「沖縄県国民保護計画」(素案)に対する意見

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	(住所)
連絡先 (必須)	電話番号:
	電子メールアドレス:

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容	
該当箇所:	「第2編 平素からの備えや予防」の「第1章 組織・体制の整備」、「2 県職員の参集基準等」「(3) 県の体制及び職員参集基準等」及び「(4) 職員への連絡手段の確保」(20頁下から3段目~21頁中段)について。
意見の内容:	<p>【(3) 県の体制及び職員参集基準等】</p> <p>県と地方公共団体・指定公共機関及び指定地方公共機関で、各々について参集基準がバラバラになってはいないだろうか?できるだけ「共通の参集基準」を作った方がいいと考える。そのことにより、一斉連絡の役に立つし、初動体制が立てやすくなるのではないだろうか。</p> <p>【(4) 職員への連絡手段の確保】</p> <p>職員への通信手段として携帯電話やメールが上がっているが、ラジオを使った参集伝達を検討してみても如何でしょうか。(例)沖縄電力の「台風警戒指令」はラジオを使って知らせている。</p>

〔提出期限〕 平成18年1月25日(水) 必着

〔提出先〕 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事公室防災危機管理課

FAX: 098-866-3204 E-mail: aa070700@pref.okinawa.jp

意見提出用紙

「沖縄県国民保護計画」（素案）に対する意見

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	(住所)
連絡先 (必須)	電話番号：
	電子メールアドレス：

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容	
該当箇所：	
	「第2編 平素からの備えや予防」の「第1章 組織・体制の整備」「2 県職員の参集基準等」 「(7) 交代要員等の確保」(22頁中段)について。
意見の内容：	
	「その整備に努める」とあるが、県対策本部機能の維持は必須事項であり、本部機能確保のための食糧・燃料・自家発電等の整備を進めることを明記すべき。

〔提出期限〕 平成18年1月25日(水) 必着

〔提出先〕 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事公室防災危機管理課

FAX: 098-866-3204 E-mail: aa070700@pref.okinawa.jp

意見提出用紙

「沖縄県国民保護計画」(素案)に対する意見

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	(住所)
連絡先 (必須)	電話番号:
	電子メールアドレス:

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容
該当箇所： 「第2編 平素からの備えや予防」の「第2章 避難及び救援に関する平素からの備え」 「5 避難施設の指定」(38頁下から2段目～40頁上段)について。
意見の内容： 避難施設は何も体育館等といった「収容(疎開)施設」だけではないと考えます。 ミサイル攻撃、特にABC弾頭を装着した弾道ミサイルが着弾した時に被害を最小限にするための一時避難(退避)施設の整備が必要であると考えます。いわゆる「核シェルター」といった防御施設が日本において皆無であるために、軍事基地に隣接する市町村といった武力攻撃事態が発生した際に孤立しそうな地域においては、住民避難の道が閉ざされることも予想されるため、きちんとした一時避難(退避)施設の整備も必要であると思慮しますが如何でしょうか。

〔提出期限〕 平成18年1月25日(水) 必着

〔提出先〕 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事公室防災危機管理課

FAX: 098-866-3204 E-mail: aa070700@pref.okinawa.jp

意見提出用紙

「沖縄県国民保護計画」(素案)に対する意見

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	(住所)
連絡先 (必須)	電話番号: _____
	電子メールアドレス: _____

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容	
該当箇所: 「第2編 平素からの備えや予防」の「第5章 国民保護に関する啓発」、「2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発」「(1) 住民が取るべき対処等の啓発」及び「(2) 運転者のとるべき措置の周知徹底」(47頁下から8段目~48頁中段)について。	
意見の内容: 住民に対する啓発については「とるべき行動」にとどまらず、事前対策も検討していただきたい。例えば「食料や生活必需品の備蓄の推進」「家具の固定や火災防止対策」など、防災対策に絡めた事前対策も啓発するのも必要ではないか。	

〔提出期限〕 平成18年1月25日(水) 必着

〔提出先〕 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事公室防災危機管理課

FAX: 098-866-3204 E-mail: aa070700@pref.okinawa.jp

意見提出用紙

「沖縄県国民保護計画」(素案)に対する意見

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	(住所)
連絡先 (必須)	電話番号:
	電子メールアドレス:

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容
該当箇所： 「第3編 武力攻撃事態等への対処」の「第3章 関係機関相互の連携」「3 自衛隊の部隊等の派遣要請等」「(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請等」(59頁下から7段目～61頁上段)について。
意見の内容： 自衛隊の派遣要請については「緊急対処事態」に限定するべきであり、武力攻撃事態において要請するのは適当でないと考えます。武力攻撃事態では、自衛隊が軍事行動を行うわけで、あくまでも自衛隊は「主たる任務である我が国に対する侵略を排除する」ことに専念すべきである。 国民保護は「武力攻撃事態の排除」があってこそ成り立つものであることも考えて、自衛隊との連携を考えるべきである。

〔提出期限〕 平成18年1月25日(水) 必着

〔提出先〕 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事公室防災危機管理課

FAX: 098-866-3204 E-mail: aa070700@pref.okinawa.jp

意見提出用紙

「沖縄県国民保護計画」(素案)に対する意見

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	(住所)
連絡先 (必須)	電話番号:
	電子メールアドレス:

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容	
該当箇所:	「第3編 武力攻撃事態等への対処」の「第3章 関係機関相互の連携」「9 住民への協力要請」「(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請等」(64頁下から8段目)について。
意見の内容:	<p>住民への協力要請については、基本的には住民自身のボランティア(自主性)に依存する比重が大きいように見えるが、もし実際に何かを住民に要請するのであれば、その要請の方法をもっと具体的に明らかにするべきである。そうでないと住民参加の仕方が分からないし、参加がしづらくなるのではないか。</p> <p>また、住民への協力「要請を受けて協力する者の安全の確保」は具体的にどのようなことが行われるのか、あるいは予定されているのかが見えてこない。例として「安全を確保するための資機材の整備」「事故発生の際の補償措置」「安全確保のための教育訓練」とかあると考えますが如何でしょうか。</p>

〔提出期限〕 平成18年1月25日(水) 必着

〔提出先〕 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事公室防災危機管理課

FAX: 098-866-3204 E-mail: aa070700@pref.okinawa.jp

意見提出用紙

「沖縄県国民保護計画」(素案)に対する意見

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	(住所)
連絡先 (必須)	電話番号:
	電子メールアドレス:

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容	
該当箇所： 「第3編 武力攻撃事態等への対処」の「第4章 警報及び避難の指示等」「第1 警報の通知及び伝達」「1 警報の通知等」「(2) 警報の伝達等」(66頁上から9段目～同頁15段目)及び同編・同章・第1「2 市町村長の警報伝達の基準」(66頁上から16段目以降)について。	
意見の内容： 警報の伝達は、各方面に迅速に行われるべきではあるが、これはあくまでも間接的な警報伝達であって、直接的な警報伝達であるサイレン音の吹鳴については「屋外サイレン」が必要である。 屋外サイレンについては「同報系防災行政無線」の固定系スピーカーがあるが、これは主に津波対策として海岸や河川沿いに設置されているものが多いことから、都市中心部での効果的な伝達のためには、さらなる増設が必要であると思われる。この場合「都市中心部への固定系スピーカーの設置を進める」旨の記載があってもよいと考えるが如何か。	

〔提出期限〕 平成18年1月25日(水) 必着

〔提出先〕 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事公室防災危機管理課

FAX: 098-866-3204 E-mail: aa070700@pref.okinawa.jp

意見提出用紙

「沖縄県国民保護計画」（素案）に対する意見

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	(住所)
連絡先 (必須)	電話番号：
	電子メールアドレス：

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容	
該当箇所：	
「第3編 武力攻撃事態等への対処」の「第4章 警報及び避難の指示等」「第2 避難の指示等」「1 避難措置の指示」から「7 避難所等における安全確保等」（69頁～78頁）について。	
意見の内容：	
避難指示については、收容（疎開）避難だけではなく、時間的に余裕のない避難（緊急避難）措置の指示についても明記すべきと思われる。	
また、国から避難措置が出ていない時でも、避難措置が指示されそうな状況になった時に、避難するための準備をする計画も必要ではないだろうか。鳥取県の例で言えば「（1）国民保護措置の実施準備」「（2）武力攻撃災害発生への備え」「（3）住民への避難準備の呼びかけ」などの対策をご検討してみてもは如何でしょうか。	

〔提出期限〕 平成18年1月25日（水） 必着

〔提出先〕 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事公室防災危機管理課

FAX：098-866-3204 E-mail：aa070700@pref.okinawa.jp

「沖縄県国民保護計画」(素案)に対する意見

氏名または団体名

(必須)

住所または所在地

(必須)

連絡先

(必須)

電話番号：

電子メールアドレス：

ご意見の内容

該当箇所：

- 1 第2編 第1章 第5 研修及び訓練
- 2 第3篇 第4章 第2 3 避難の指示における地域特性への配慮

意見の内容：

1 研修及び訓練の項

素案は、住民に対して広く訓練への参加を呼びかけるというが(35頁)、地域ぐるみで住民の意識を戦争体制に動員することになりかねず、個人の自由を侵害するおそれ強い。非参加の自由が明文をもって保障されるべきである。いやしくも「非国民」あぶり出しの場となってはならない。

研修についても同様である。同じ観点から対処されるべきで、参加の有無、程度が職場での勤務評価の対象、差別待遇の理由とされてはならない。

2 避難指示における地域特性への配慮

素案は、基地周辺の住民や基地従業員の避難について、「基地内の通行や基地内への避難も含め」というが、真っ先に攻撃されるのは基地です。

地上戦を体験した沖縄県が具体的に提示した回避策が基地への避難ということは、武力攻撃から住民を守る手立ては存在しないことを天下に示すことにほかなりません。武力攻撃から住民を保護する唯一の途は基地をなくすことです。唯一悲惨な地上戦の犠牲を蒙り、戦後は米軍基地の被害に悩まされ続けてきた沖縄県こそが先頭になって、東アジア地域の中心に位置するという地政学的利点を生かして善隣友好に努め、国民保護法も国民保護計画も必要としない状況を作ることに最も精力を注ぐべきです。

沖縄県の素案がほとんど政府作成の国民保護計画を踏襲しているのは、極めて遺憾です。

意見提出用紙

「沖縄県国民保護計画」(素案) に対する意見

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	
連絡先 (必須)	電話番号： ()
	電子メールアドレス：

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容	
該当箇所：	
意見内容： 基地は仮に敵があるとしたら、その敵がまっ先に攻撃の対象とするのは火を見るより明らかである。県の国民保護計画は矛盾もはなはだしいと考える。(基地を避難場所) 上陸(攻撃)の対象にならないようにするにはすべての県軍基地を撤去させ(自衛隊基地も)無防備することこそが国民保護になる。 中国、ロシアなどを仮想の敵を国民に煽り日米軍事同盟の強化をはかっていることが戦争・有事につながる。軍隊が国民を守れないことを、我々県民と国民は60年前の太平洋戦争で体験した。 国民保護の名のもとに公務員や職場、個人、その他の団体に訓練参加を強制しないこと。また参加、不参加をもって「国民」「非国民」の選別が絶対あってはならない。	

〔提出期限〕 平成18年1月25日(水) 必着

〔提出先〕 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事公室防災危機管理課

FAX：098-866-3204 E-mail：aa070700@pref.okinawa.jp

意見提出用紙

「沖縄県国民保護計画」(素案) に対する意見

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	
連絡先 (必須)	電話番号： ()
	電子メールアドレス：

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容
該当箇所： <ul style="list-style-type: none">・住民の避難について・指定公共機関について・「計画」自体について
意見内容： <ul style="list-style-type: none">・離島から船で避難するというが、それだけの船が確保できるのか？・船が攻撃されたり、のっとられて乗客が人質になったらどうするのか？・有事＝戦時船での移動はかえって危険ではないのか？ 県の案は非現実的。・住民が車で避難しようとするれば、道路は渋滞し、軍用車輛が自由に動けなくなる。したがって、いざ有事の時に車を使った遠距離の避難はできないのではないのか。住民は自宅待機か学校などへの集合を命じられるだけで、自衛隊も住民を守る余裕などないはず。実際には住民の保護など望めない。・米軍基地への避難も非現実的。住民の中に「テロリスト」かまぎれこみ、「自爆テロ」などの危険性があるとして、入れるはずがない。ゲートでチェックすれば、大渋滞が生じ、米軍の作戦に支障をきたす。軍事的に見ても無理な計画を示すのは、県民を欺く結果になる。・マスメディアを指定公共機関に指名することには、強く反対します。・米軍基地が集中し、離島の多い沖縄で有事＝戦争になれば、住民の犠牲はまぬがれない。現在の武器の発達をみても、こういう計画を立てるより、憲法9条の意義を再確認し、近隣諸国との友好関係に努めた方が現実的だと思います。

〔提出期限〕 平成18年1月25日(水) 必着

〔提出先〕 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事公室防災危機管理課

FAX：098-866-3204 E-mail：aa070700@pref.okinawa.jp

意見提出用紙

「沖縄県国民保護計画」(素案) に対する意見

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	
連絡先 (必須)	電話番号: ()
	電子メールアドレス:

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容	
該当箇所:	別紙のとおり
意見の内容:	別紙のとおり

【提出期限】 平成18年1月25日(水) 必着

【提出先】 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事公室防災危機管理課

FAX: 098-866-3204 E-mail: aa070700@pref.okinawa.jp

(別紙)

まず最初に全体を通しての意見を述べます。

この国民保護計画素案は、単純に荒唐無稽な計画などではない実際の戦争計画に基づくものといえます。それは「排除」と「避難」による戦争の効率化と、リスクの回避をねらったものであるといえます。

「排除」とは、予測できる戦争に対応するもので、住民等の重要防護施設への立ち入りや接近を許さないことによって戦闘をしやすくする一方、住民の犠牲を回避できるというセールスポイントもあります。「避難」とは、あらかじめ予測が困難なテロに対応するもので、事態発生後ただちに「避難」することによって、犠牲を最小限に抑えることを目的としています。

一方、リスクの回避とは、戦争またはテロの危険にさらされるような政治によって生じる厭戦気分や国民の不満を抑え、反戦、政権交代、安保破綻という政情を招くことなく戦争等を遂行できるようにするものといえます。まさに民生工作です。

さて、今回の有事法制づくりの出発が、93～94年の北朝鮮核疑惑に対して、アメリカが核拡散対抗構想を具体化させ、実際に戦争をしようとしたことにさかのぼります。そのさい、日本の戦争体制づくりがアメリカの要求水準からほど遠く、アメリカにとって役に立たない国であることにアメリカがいらだちをおぼえたことが出発点でした。朝日新聞では朝鮮半島有事、台湾海峡有事(=アメリカの戦争に参戦することによる日本有事の発生)を保護法制の具体化のシナリオにしていると報道していますが、多くの研究者からも同様の指摘があります。

以上の点から、国民保護法制の具体化は、戦争の危険から国民を守るものではなく、逆に障害とリスクを減らして戦争をしやすくすることにつながります。全地球規模でアメリカによっておこなわれている戦争を支える在日米軍基地ですが、とりわけこれらが集中している沖縄にとって、日米による次の無法な戦争のシナリオを挫折させること、つまり米軍基地の撤去こそが、本当に県民を保護することになると思います。

さらに、啓発・訓練と称して、北朝鮮や中国に対する脅威論をふりまき、「一般的に日本の周辺は危ない」「隣国は何をする国かわからない」「他国民は信頼できない」というイメージをつくりあげ、戦争することをよしとする世論づくりの場としています。この点も戦争の障害とリスクを減らすとともに、みずから「国を守る」という義務感を国民に植え付けて、戦争を肯定し、協力し、参加する国民づくりを進めていくことになりす。

これは、日本国憲法に真向から対立するもので、このような価値観、世界観で子どもたちまでも洗脳することは許されません。侵略戦争を反省せず、靖国神社の参拝などを合理化してアジア諸国に対して挑発し、反発する国々に対しては「脅威」というレッテルをはるなどというのは、因縁をつけてからむ無法者そのものです。こういう政治に対してきっぱりとものを言っていくことこそが、本当の県民保護になると思います。

沖縄県国民保護計画では、県民全体の議論がないまま、消防庁の指導のもとに行政手続きとして進められていますが、沖縄戦の体験や米軍基地の重圧・基地被害などをあえて無視していることが大きな問題です。

だからこそ、昨年に行われた国民保護フォーラムで井士の青山繁治氏がこうした議論を乗り越えよう強弁しました。沖縄戦や米軍基地の問題を含めた総合的な視点で、全県民的な議論になれば国民保護計画づくりが頓挫するからです。

さて、沖縄県国民保護計画素案に関してです。

2005年3月31日に示された消防庁のモデル計画と比較すると、沖縄県の場合は、第1編第4章、第2編第1章の2の7、第3編第4章1の4、同第13章が特徴のようです。これらは、①米軍基地の集中②島嶼県であるという地理的条件、という特徴に集約されます。

まず、①についてです。

日本有事ということであれば、少なくとも周辺事態となっているはずですが、そのような状況下で米軍に対して県民の保護など期待できるはずがありません。実際に「9.11」以後の米軍基地は、日本人さえも警戒対象とされ、在沖米軍は県民に向けて銃口を向けていました。むしろ米軍は、保護した日本人の中にゲリラやテロ組織が潜伏しているとかもしいないと考え、警戒態勢に入ると考える方が実状に近いはずですが、日本軍でさえ、同じ日本人を殺したという沖縄戦の教訓があるではありませんか(いわゆる日本軍とは、日本国民を守るためでなく、天皇を中心とした支配機構=国体を守るための「皇軍」であったことから住民虐殺も厭わなかった)。

また、「万々万が一」の有事のさい、県民の一部を基地内や北部の演習場などへ避難させる構想もありますが、まさに沖縄戦における住民犠牲の実態を軽視したものだと言えます。

一般的に、軍事施設こそがまさき攻撃の対象とされます。中部の基地群は総合出撃基地で

ある嘉手納基地のほかに、通信施設や司令部機能、兵站施設などがあり、まさに第一の目標となります。避難場所と称して県民を誘導し、盾に使うつもりでしょうか。実際、米軍は湾岸戦争以降、イラク戦争までに何年もかけてイラク国内の重要軍事施設を爆撃してきました。イラクで爆撃の対象となったのが、いわば本島中部にあるような基地機能です。

沖縄戦では、南部の住民も含めてやんばるに避難しました。そこで住民は飢えや病気、また皇軍の敗残兵による虐殺、虐待、食糧強奪によって命を奪われました。北部への住民避難はまさに沖縄戦の教訓を踏みにじるものです。沖縄戦の教訓が全くいかされていないばかりか、沖縄戦で住民を死に追いやった皇軍と同じ発想に立ったもの、つまり戦闘を最重視しているのが沖縄県の国民保護計画と言えます。

次に島嶼問題についてですが、島嶼においては避難ができない、これこそが沖縄県国民保護協議会設置条例の成立が遅れた最大の問題であったはずです。

また、島嶼が狙われるというのはアメリカの台湾海峡問題を利用した中国に対する挑発が原因になるはずで、それを許さないほうが県民の安全に役立ちます。海路で避難した場合、県民がどうなったかは太平洋戦争末期における戦時海難船舶の被害状況を振り返れば言うまでもないでしょう。技術革新によって沖縄戦時と比較すれば情報収集能力に雲泥の差があるとしても補給路は緊張状態におかれ、船舶は標的にされるものです。

「沖縄県国民保護計画」(素案) に対する意見

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	
連絡先 (必須)	電話番号： ()
	電子メールアドレス：

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容

該当箇所：
文中に示したとおり。

意見の内容：

第1章組織・体制の整備については、もちろん訓練は行うでしょうが、訓練以外でも平素から備えるだけではなく、この組織を実際に活動させるべきです。このような緊急時の組織というのは、いつも動いていないと本番で機能しないものなのです。たとえば知事公室の業務に指定地方公共機関とか避難施設の指定に関することありますが、単に指定するだけではなく、定期的に点検して実地に見て回ることが必要です。連絡調整に関する業務もいくつかありますが、国民保護に限らず平素から連絡調整を担当部局に行わせておかないと、担当者同士の認識のズレの解消とか、連絡手段の慣熟ができません。連絡調整というのは相手の気心が理解できてこそ有効に行えるものです。文化環境部の災害援助用生活必需物資に関することにしても、日常から出し入れや点検をしておかないと、いざというときさび付いていたとか、腐食・腐敗していたなど使えなくなっていたということが生じますし、実際に目で見ておくことで何がどれくらいあるのかイメージがわくのです。基本は日常業務とどれだけ一体化できるかでしょう。日ごろやっていることでも、いざというときは普段どおりできないのが普通です。訓練をやるから良いと思っているだけなら不十分です。年に数回の訓練だけでは絶対に円滑に機能しません。日常を訓練とすべきです。

28頁に非常用通信や、代行職員にも触れていますが、これも普段から使ったり、職務を行わせておかないと機能しません。ハイテクを利用する考えは否定しませんし、そうでなければ現代では対応が困難ですが、ローテクも有事には必要です。有線無線の通信が利用できない場合は、伝令による通信も必要です。そのためには職員の日頃の体力練成も必要だと思います。職員を、定期的に自衛隊に体験入隊させることも考えてよいと思います。

30頁の、第4、情報収集についてですが、これも有事になってからやるのではなく平素から情報収集を継続すべきです。なぜかという、情報というのは平素からの積み重ねが大変重要だからです。知識というものは一朝一夕にできるものではありません。ちなみに日本語では情報という言葉しか、ありませんが、軍事の世界では、情報はインフォメーションとインテリジェンスに分けて使います。インフォメーションというのは、ただ見たり、聞いたりしただけの情報のことです。あえて情報資料と呼ぶ場合もあります。これに対しインテリジェンスとは、むしろ知識と訳した方が良いでしょう。数多くのインフォメーションを蓄積し、分析検討して知識として蓄えておくのです。武力事態になって急にインフォメーションが沢山入ってきても、普段からこのような努力を積まないと、判断はで

きません。できれば専門の情報担当官を置いて、情報収集とか勉強をさせておくことが大変重要です。

60頁丸3に防衛出動及び治安出動とありますが、列挙して限定するより、自衛隊法第六章の行動とした方がよいのではないのでしょうか。なぜなら警護出動、海上における警備行動、事前の情報収集などもあるからです。

67頁の緊急通報の一例ですが、今の時代に電子メールアドレスがないのは時代錯誤です。電話というのは、いざというときなかなか適切に内容を伝達することが難しい面がありますし、聾啞者が通報する場合があります。

98頁の避難指示は地域をもって示しますし、警戒地域も同様となっています。時間が許せばよいでしょうが、武力事態においては、事態の進展が流動的です。軍事作戦というものは速度を要求されるので、相手が動く前に動くのが当然だからです。軍隊ですら、前線を突破されて後方の司令部などが包囲されることがしばしばあるものです。地域を明確に指示していると避難が困難になる場合もありますので、臨機に指示できるよう、任意の避難、希望者のみの避難、弱者のみの避難等、いろいろな指定の方法を考えておくべきです。

今までいろいろ、これについて意見を述べましたが、確かに経験のないことで難しいと思います。しかし大切なことですから、担当者にはがんばってもらいたいです。私は近々転勤で沖縄県を去りますが、わからないことがあれば何でも聞いてください。期待しています。

〔提出期限〕 平成18年1月25日(水) 必着

〔提出先〕 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事公室防災危機管理課

FAX: 098-866-3204 E-mail: aa070700@pref.okinawa.jp

「沖縄県国民保護計画」(素案) に対する意見

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	
連絡先 (必須)	電話番号:
	電子メールアドレス:

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容
<p>該当箇所：74頁 弾道ミサイル攻撃の欄</p>
<p>意見の内容：</p> <p>弾道ミサイルに対して避難するというのは、あまり現実的とはいえません。確かに短い射程距離のものであれば避難も可能ですが、これは着上陸後に使用されるものであって、日本のような島国に対して使用するミサイルは中射程以上のもので、日本国内に避難する安全な場所は基本的にないと考えておくべきです。つまり防空壕などに終始、避難するのが唯一の対策ですし、時間的余裕もありません。</p> <p>なお通常弾頭のミサイルに対しては、それほど恐れる必要はありません。航空攻撃に比べ爆薬量が少なく、なおかつ命中精度が低いからです。よほどの高密度で撃たない限りは、ほとんど影響は軽微と考えて結構です。むしろ避難を強要させて混乱させるのが目的と考えたほうが妥当であり、それに載せられるのはおろかです。事実、2次大戦中、V2号ミサイルの攻撃に対してロンドン市民は通常の生活を継続していました。スカッドミサイルの攻撃を受けたイランでも同じことです。</p> <p>もちろん爆発してみないと、弾頭の種類はわかりませんから、応急の対策は必要ですが、姿勢を低くして物影に隠れるだけで十分です。どのみち弾頭の種類に限らず直撃すれば助かりようはありません。距離があればたとえ核弾頭だったとしても、影に入るだけで助かる可能性は高くなります。また屋内避難と言っても木造家屋ではあまり意味がないばかりか、かえって危険かもしれません。米国の核実験の成果により、人間に比べて木造家屋は衝撃波に対する抵抗力が10分の1以下と小さく、家ごと倒壊して下敷きになる可能性が高いからです。通常弾頭の場合でも木造家屋は破片などを防ぐ効果が小さいのであまり意味はないでしょう。それより姿勢を低くすることの方が効果があります。</p> <p>弾道ミサイル対策にとって本当に効果が期待できるのは、日ごろの準備です。核シェルターを建設するとか、都市を分散するというのが本当の対策でしょう。こういうことは戦時に急にやると混乱するだけです。わが国が大東亜戦争中の空襲で工業生産量が低下したのは、直接の被害よりも、泥縄式に疎開などをしたためであったことが、米軍の戦略爆撃調査団の調査により判明しています。</p> <p>なお着弾直後に弾頭の種類は判明します。核弾頭なら強力な閃光が空中(都市攻撃なら空中爆破が普通です。)で光りますから悩むまでもなく一目瞭然です。通常弾頭なら地上で爆発すると考えてほぼ間違いありません。化学弾頭を弾道ミサイルで使用することは速度が大きすぎて技術的に大変難しいのですが、もし空中で小規模の爆発があったならばその可能性は否定できません。ただ仮に地上で爆発しても近寄らなければそれほど危険ではありません。化学剤がもっとも効果を上げるのは、薬剤の雨に当たった場合です。これは、ちょっとした屋根があれば防げます。</p>

「沖縄県国民保護計画」(素案)に対する意見

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	
連絡先 (必須)	電話番号：
	電子メールアドレス：

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容

該当箇所：

74頁の武力攻撃事態等の類型における対応のゲリラによる攻撃の欄

意見の内容：

どうもゲリラによる攻撃と、特殊部隊による攻撃を同一視しているようですが、まったく異なるものであり、対応も全然ことになったものになります。

ゲリラとは、普通の住民が、自ら政府に反抗心がある場合とか間接侵略(敵による宣撫工作、心理戦)の影響の結果、武装蜂起するものであり、ゲリラと非ゲリラを分別することは殆ど無理なのです。ゲリラ側もその点を心得ているので、通常は一般住民に溶け込んでおり、姿を見せることはありません。そもそもゲリラ戦が発生するような場合、住民そのものが政府に反感をもっていて住民がゲリラに協力的であったり、あるいはゲリラによって脅されて強制的に協力させられている場合もあります。

したがって住民を避難させるといっても、ゲリラそのものが住民に紛れ込んでいたり、住民そのものがゲリラなのですから、本質的に無理という話になります。

このような場合、ゲリラと非ゲリラの住民を、篩にかけることが必要になります。この場合、動かすのはゲリラであって、非ゲリラではありません。つまり避難ではなく、分離なのです。住民を動かせば生活基盤を失い、それこそ非ゲリラ住民をゲリラにしかねません。(難民は最良のゲリラ兵の供給源)

住民の居住地を囲み、ゲリラが自由に往来することを防ぐことにより、ゲリラは兵站の手段を断たれ活動そのものが困難になります。(住民を水に、ゲリラを魚にたとえて、水を得た魚という言い方をする。)このようなゲリラから隔離した居住地を「戦略村」と言うこともあります。

現状案に示されている類型の対応は、特殊部隊にとっては該当しても、ゲリラに対しては無力であるばかりか有害です。

ゲリラ戦については、毛沢東の「遊撃戦論」やチェゲバラの「ゲリラ戦争」を読んで研究されると良いでしょう。

「沖縄県国民保護計画」(素案) に対する意見

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	
連絡先 (必須)	電話番号：
	電子メールアドレス：

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容
<p>該当箇所：81頁 (3) 救援の内容 丸1 収容施設の供与</p>
<p>意見の内容：</p> <p>武力攻撃事態における避難で、考えておかなければならないことは、通常の災害などに比べて長期間にわたる可能性があるということです。長期にわたる場合のことも記載されていますが、これだけでは不十分です。特に着上陸攻撃によるような場合、半永久的に避難状態が続く可能性を考えなければなりません。パレスチナ難民や朝鮮動乱の際の北からの避難民、あるいはダンチヒやカーニングラードに何世代にもわたって居住してきたドイツ人が第二次世界大戦でソビエト軍に追われて避難して来た例、もちろんわが国の北方領土もその一つであるなど、挙げれば暇がありません。一度避難すれば、永久に、何世代にもわたり帰れないものと考えなければなりません。</p> <p>そうした場合、必要なことは、避難民がいつまでも避難民のままでは居られないということです。永久的に避難先の土地に居住しなければならなくなりますし、その地で収入の道を得なければなりません。しかし、そうなれば避難先の住民との権利の衝突が起きます。少なればまだしも人数が多ければ大問題です。</p> <p>たとえば、居住地を新たに求めようとするれば、地権者との問題が生じます。新たに開墾できる土地があればよいですが、今の日本にそのような土地は、国立公園でもなければいけません。そのような場合、もとの地権者からどうやって土地の権利を取り上げるのか、その保証はどうするのか民法などの法的措置を考えておかなければなりません。もちろんその地で生活するのですから、事業を始める者もいるでしょう。そのための土地家屋も必要になります。今の過密な日本では、建ぺい率などの基準を下げなければ、必要な場所を確保できませんから土地利用計画も見直す必要があります。勤労で収入を得ようとするものが、就職する必要もあります。そうなれば、もともと居住してきた住民の職が奪われるかもしれません。避難先の、元からの住民の雇用も守る必要があるのでしよう。</p> <p>このような法的問題が生じた場合の司法手続きもあらかじめ考えておかなければいけません。さしあたっては法的相談のための弁護士、司法書士、行政書士などを動員することも必要です。</p> <p>正直なところ、わが国の国民保護法制において一番、ネックなのはこの点です。問題が法的部分に及びますから、国と対策を共に練るべきです。</p>

意見提出用紙

「沖縄県国民保護計画」(素案)に対する意見

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	(住所)
連絡先 (必須)	電話番号:
	電子メールアドレス:

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容

該当箇所:

「第3編 武力攻撃事態等への対処」の「第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理」(110頁~112頁)について。

意見の内容:

ジュネーブ条約上の赤十字標章等の他に「文化財保護標章」があるので、ぜひ活用されたい。

(参考) ①日本赤十字社 ホームページ 国際人道法の頁。

<http://www.jrc.or.jp/about/humanity/data.html>

②財団法人ユネスコ・アジア文化センター(ACCU)のホームページ

ACCUニュース 351号(2005年9月号)の頁。

http://www.accu.or.jp/accunews/news351/351_03.pdf

〔提出期限〕 平成18年1月25日(水) 必着

〔提出先〕 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事公室防災危機管理課

FAX: 098-866-3204

E-mail: aa070700@pref.okinawa.jp

「沖縄県国民保護計画」(素案) に対する意見

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	
連絡先 (必須)	電話番号:
	電子メールアドレス:

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容

該当箇所：
13章 離島からの避難

意見の内容：

離島からの避難ですが、むしろこのような離島を避難先にすべきです。平和団体がお気に入りの無節操で、実効性のない「無防備地域宣言」には当然反対ですが、離島に避難して、そこを無防備地域として宣言するのは、意味があります。ただし自衛隊や米軍などが了承すればすし、もちろん敵軍がそれを遵守する保証はどこにもありません。

これが成り立つためには、少なくとも次の各条件の多くを満たす必要があります。

- 1 飛行場を作れるような平地がない。
- 2 停泊地を作れるような入り江がなかったり、遠浅で艦船が着岸できないなど、港として使用できない。
- 3 軍事的、政治的に価値のある陸地から30km以上はなれて、砲兵陣地としての価値がない。
- 4 主要な航路から外れており、船舶の航行を監視できない。
- 5 戦略資源を産出しない。
- 6 領海の基線の基点とならない。

要するに価値のない島という意味です。上陸作戦というのは、多くの兵力を必要とし、危険も多く、できるなら避けたい作戦です。軍隊は無価値な島にわざわざ兵力など割きません。まさに前島が攻撃されなかったのはこのような理由からでした。逆に、慶良間は停泊地として向いていましたし、沖縄本島上陸のための安全な拠点として占領する必要があったわけです。また港など作ることのできない無人島にすぎなかった神山島は那覇に近く、側面から砲撃支援するのに有効だから占領されました。

6つの条件の多くを満たさない離島は、無防備地域宣言をしても意味がありません。どちら側が占領しても軍隊が駐屯すれば宣言は無効です。

以上の条件を満たす離島を、事前にリストアップし、防衛庁と協議して、無防備地域宣言をするとともに、避難施設の建設や食料備蓄を行い、利益保護団体などに周知することは意味のあることでしょう。

意見提出用紙

「沖縄県国民保護計画」(素案) に対する意見

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	
連絡先 (必須)	電話番号:
	電子メールアドレス:

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容
該当箇所: 4編3章国民保護措置に要した費用に関して
意見の内容: 国が負担するといっても、武力攻撃事態ともなれば、国そのものの存在が消滅するかもしれないし、消滅しなくても敗戦となれば、賠償金を請求され、自国通貨は暴落し負担に応じることはできなくなる。たとえかろうじて勝利できたとしても、ろくに賠償金を取れない場合も十分に考えなければならない。 いくら書面を交わしていても、国に支払い能力がなければ、泣き寝入りである。そもそも債権というものの性質である以上致し方ない。 したがって国から担保を得ておくべきである。さらに国が消滅した場合は、占領国に請求する規定が必要である。占領国が支払う保証はどこにもないが、かといって県民の税金を使うのだから、それぐらいは請求する責任が、県にはある。 どうせ国から支払われないのならば、敵軍の残したものの、友軍の残置物品など最大限、戦利品等としてこれに充当するべきである。

「沖縄県国民保護計画」(素案) に対する意見

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	
連絡先 (必須)	電話番号：
	電子メールアドレス

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容

該当箇所：概要中の米軍基地従業者について

意見の内容：

米軍基地内従業者の避難について言及されていますが、そもそも軍に従軍する要員は1949年ジュネーブ第3条約による交戦適格者であり、攻撃される対象であるとともに、敵に捕らえられた場合は正当な捕虜として保護される立場ではないでしょうか。

国民保護法が保護の対象としているのは、1949年ジュネーブ第4条約により保護される対象の文民であって、この条約の文民に米軍基地従業者は本来含まれません。もし米軍従業者を、その身分を維持したまま文民に紛れ込ませて保護すれば、条約で禁じられた背信行為となります。もちろんこれは便衣隊ですから、そのまま米軍の業務を行えば、違法な交戦者となり戦犯容疑者となります。(もちろん県がそれを指示すれば、県も容疑を掛けられることになる。)

ただ米軍基地従業者は、米軍の構成員ですから、彼らを保護する責任は一義的に米軍が負っていますので、無保護になるわけではありませんし、もし敵の手に落ちた場合、敵に戦時国際法を遵守する意図と能力がある限りにおいて、敵の手に落ちた場合は、捕虜として、文民より優遇された待遇を保障されます。

戦時国際法においては、交戦適格者と文民を明確にわけることが要求されます。なぜなら軍事目標主義によって、軍事目標以外のものを主として攻撃目標としないという原則(付近にいた文民が波及的に被害を受けることはやむを得ないとして認められている。したがって文民の中にいることは文民に被害が及ぶ可能性があるということになる。)があることと、明確化を図ることにより便衣隊(あるいは文民の身分を有したまま戦闘行為を行う違法な交戦者)を防止し、文民が攻撃を受ける事態を防止することに主眼があるからです。

米軍基地従業者は、むしろその身分を保持させたまま米軍と行動した方が、安全でしょう。

それから、米軍基地に文民を避難させることや、自衛隊が文民を保護することについての是非が論じられていますが、そのこと自体が違法というわけではありません。ただし軍は当然、攻撃対象になりますので、被害が文民に及ぶ可能性があるというだけのことです。(軍であることを明示する義務はある。敵の目から隠れることは合法であるが、文民を装うのは背信行為として罰せられる。) 結局のところ軍と行動した方が安全か、危険かは結果しだいで一概に言えません。一応言えることは、友軍が優勢なら軍と行動する方が比較的安全ですし、沖縄戦のように劣勢に陥った

場合、軍自体が自己の生存がやっとならば住民を保護する余裕などありません。満州であったように関東軍が住民を置き去りにして後退したことが非難されることもあります。沖縄戦であったように、軍と混在したことにより文民に被害が及ぶ事態を防ぐということや、軍側としても後方で陣容を整えなければ戦えないという理由もあったのであって単純に非難することはできないのです。文民だけでいたからといって、満州の日本人がソ連軍に暴行を受けたこともあり、国際条約が遵守される保障もないのですから、一種の賭けです。

最近、反戦平和主義者たちが好んで主張する無防備地域宣言も、条件さえ整えば有効な場合も確かにありますが、沖縄のような戦略要地では宣言しても、占領されて敵が軍備を持ち込みますので、ほとんど効力はないでしょう。敵味方のものにかかわらず軍備がおかれればその時点で宣言は無効となります。まったく戦略・戦術的に意味のない、飛行場も作れないような孤島なら有効かもしれません。自衛隊や米軍に了解の上で、このような孤島に無防備地域宣言を行い住民を避難させるというのは確かに有効でしょう。(中立的な利益保護国による物資支援などがなければ、餓死を待つだけになりかねませんが。)

〔提出期限〕 平成18年1月25日(水) 必着

〔提出先〕 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事公室防災危機管理課

FAX: 098-866-3204 E-mail: aa070700@pref.okinawa.jp

意見提出用紙**「沖縄県国民保護計画」(素案)に対する意見**

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	
連絡先 (必須)	電話番号： ()
	電子メールアドレス：

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容
該当箇所：住民避難について
意見内容： 沖縄県は他の自治体とは異なる現実があります。この狭い島に米軍基地、(弾薬庫には核兵器も貯蔵されていると言われていました)自衛隊基地の存在があり、有事(戦時)の際は一番狙われる所です。(現実にはアメリカに戦争を仕掛ける国は無いと思われませんが、国は国民に有事を煽っていると思います。)県民の財産・生命を保護する方法は有事を招かない、隣国との平和外交しかありません。現状の米国追従政策を平和外交政策に転換するよう、強く要請する必要も大切だと思います。早急に変わらないとすれば、現実的対応として、県主導で各市町村に地域内避難可能な堅固な自然壕の整備確保、人工壕の設置を行う事が良いのではないのでしょうか。足手まといになるといって必ず邪魔にされる筈ですから。日本本土でのやり方と沖縄は違う方法でやりますからと、はっきり断った方がいいと思います。そもそもイラクを見れば住民を避難させることが不可能だということが判る筈です。

〔提出期限〕 平成18年1月25日(水) 必着

〔提出先〕 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事公室防災危機管理課

FAX：098-866-3204 E-mail：aa070700@pref.okinawa.jp

意見提出用紙

「沖縄県国民保護計画」(素案)に対する意見

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	
連絡先 (必須)	電話番号： ()
	電子メールアドレス：

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容
該当箇所：
意見内容： 有事の際の国民保護計画への意見を述べたいと思います。 沖縄の周辺で考えられる、沖縄に大きな影響を及ぼす有事という台湾海峡問題が挙げられます。中台戦争が起きると沖縄は巻き込まれます。県民には「中国と台湾の戦争なのにどうして沖縄が巻き込まれるんだ？」という人が多いです。県民の中には巻き込まれる事を自覚している人が少ないです。 沖縄には米軍の軍事基地があり、中台戦争が起こったら、在沖米軍が介入します。台湾と米国の間には「台湾関係法」というのがあり、これは(台米安全保障条約)のようなものです。台湾が他国から侵略されたら、米国が台湾と一緒に戦うというものです。中国が台湾に侵略したら米軍が介入する為の最前線の基地となるのが在沖米軍基地となる訳です。在沖米軍基地から攻撃機が中国の中国軍基地へ攻撃をしに飛び立っていきます。中国も報復攻撃をする為、中国から在沖米軍基地へ攻撃機が飛んできたり、弾道ミサイルが飛んできたりします。 中国は国防費が十数年連続、前年比2ケタの伸びという、著しい軍備強化を行っています。「中国の軍事力」文春新書、「中国と台湾」講談社現代新書には、中台の軍事バランスが逆転するのは、2010年と書かれています。雑誌「諸君」2005年1月号(文芸春秋社)には、中台の制空権が逆転するのは2008年と書かれています。雑誌「文芸春秋」2006年2月号には、石原都知事の「中国が沖縄に原爆を落とす時」という文章を掲載しています。とにかく中台戦争が起こったら、県民を避難させなければいけません。でも、沖縄県は離島県であり他府県と陸続きじゃないので、自動車とかで逃げられず避難させにくい県なのです。 戦争が起こってから避難するのではなく戦争が起こる前に避難する方法もあります。でも私は、県に核シェルターの建設を要求するべきだと思います。今は「核のかさ」という考え方があって、それが邪魔になって要求をためらっているのかもしれない。そうなのだとしたら、次のやり方があるかもしれません。それとは、国と取引をする

事です。「普天間基地の移設先として、沿岸案を受け入れるから、関係自治体への給付金よりも、沿岸案を受け入れる見返りとして核シェルターを建設してほしい。建設してくれなければ沿岸案は受け入れない。」というものです。国は核シェルターを建設してくれるでしょう。

今、国は沿岸案を見直す気は無いようです。このままいけば国が公有水面埋立の権限を知事から国へ移して強権的な手法で基地を建設するでしょう。そうさせるよりは国と取引したほうが良いと思います。

人間は負ける戦争をする時もあります。山本五十六は「半年や1年暴れてみせよう。」と言って日米戦争へ突入していきました。アメリカは台湾へ独立をしないように圧力をかけている様です。でも、もし台湾が独立をしたり、中国の経済成長が伸び悩んで中国国内に不満がうずまいたり、あるいは中国軍部が強大な力を握ったりしたら、台湾、米国相手に中国は負ける戦争をするかもしれません。

台湾海峡有事の際には沖縄は大きな影響を受けます。その時の為にも沖縄には核シェルターが必要です。

〔提出期限〕 平成18年1月25日(水) 必着

〔提出先〕 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事公室防災危機管理課

FAX: 098-866-3204 E-mail: aa070700@pref.okinawa.jp

「沖縄県国民保護計画」(素案)に対する意見

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	
連絡先 (必須)	電話番号:
	電子メールアドレス:

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容	
<p>該当箇所:</p> <p>◇ 第1編 総論 第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>1 県の責務及び県国民保護計画の位置づけ</p>	
<p>意見の内容:</p> <p>まず前提として、この国民保護計画の策定の根拠となる国民保護法は、2003年6月に制定された武力攻撃事態法(武力攻撃事態等における我が国の平和と独立ならびに国及び国民の安全の確保に関する法律)と連動して制定されたものであり、日本国憲法9条の「国際紛争を解決する手段としての武力の行使を永久に放棄する」ことに違反した違憲立法であることを申し述べます。</p> <p>さらに国民保護法と国民保護計画策定について以下の点について問題があります。第1に、日本国憲法の国際協調主義や絶対平和主義という基本原則とは無関係であること。アジア諸国に緊張を煽り、紛争を招く政策を進めておいて、武力攻撃事態や緊急対処事態の発生を熱望しているかのような政府の政策に疑義を感じます。第2に、民主主義や住民自治などの原則がおよそ省みることがない。緊急事態だからやむを得ないということが追認され、自衛隊との密室協議が進められていること。第3に、国民保護の実質的な保障が何ひとつないこと。第4に、この国民保護計画策定が、政府によるトップダウン方式によって徹底され、沖縄県国民保護計画(素案)もほとんど都道府県モデル計画を踏襲したもので現場段階でも策定作業を進めることに疑問の声が上がっていること。第5に、米軍との調整が進んでいないにも関わらず、何ら米軍との問題が解決していない現段階で、国民保護計画策定ありきで進めていること。第6に、「有事」の想定が不明確で法制化した段階からテロ攻撃など新しい事態をどんどん膨らませていること。第7に、狭い島嶼県である沖縄で避難などほとんどできるとは思えないこと。そういう問題意識を持ったまま、沖縄県国民保護計画(素案)についての意見を提起します。</p> <p>さて、沖縄戦終結から60年にあたる2005年の年末に県から提出された沖縄県国民保護計画(素案)。沖縄県民14万人近い犠牲者を出す悲惨な結果となった地上戦を体験した沖縄県として、国民保護計画関連条例案審議の県議会を傍聴していたものにとって、計画(素案)には、二度と戦争の惨禍に県民を巻き添えにさせないための決意が込められているものと期待していましたが、残念な結果となりました。計画(素案)の9割以上が、消防庁作成の「都道府県国民保護モデル計画」と同じであること。構成、表題名、編・章の項目立て、文章内容、文書の様式や書式、フローチャート図までが、どれをとっても同じ。残念です。</p> <p>沖縄戦の教訓である軍隊は住民を守らないということは、繰り返し県民は確認してきたところです。政府主導のモデル計画とは別に、沖縄県として独自に平和施策をこの計画の中に盛り込むことや、住民保護最優先主義にたった国際人道法の観点をこの中に明記するなり、米軍基地の存在こそが武力攻撃事態を引き起こす最大の要因であることを指摘し、県としては基地撤去、基地の整理・</p>	

<p>縮小こそが最も戦争被害を防ぐことになるという提起がほしいところです。</p> <p>よって、具体的には、沖縄県国民保護計画の第一として、武力攻撃事態等の最大の要因となりうる米軍基地の整理・縮小、撤去を求めること。</p> <p>さらに武力攻撃事態やテロ攻撃の発生の根拠となる在沖米軍と自衛隊のイラクからの即時撤退を求めていくこと。またイラクに派兵した米海兵隊の辺野古の新基地建設計画そのものが、国民保護政策に反するものであり県として明確に反対することが求められます。</p> <p>武力攻撃事態等を未然に防ぐために、沖縄県として独自の自治体平和外交など平和施策を積極的に取り組み、中国、台湾、韓国、北朝鮮との東アジアの平和善隣友好政策を進めること。</p> <p>小泉首相の靖国参拝をはじめ多くの政府官僚や政府による対中国、韓国、北朝鮮との緊張激化政策を改めることこそ平和政策であることを政府に意見具申を求めるべきだと思います。平和を脅かしている世界の最大の要因が現在の米国のブッシュ政権と日本政府にあります。沖縄県は、政府に島嶼防衛と称して日米合同訓練など近隣アジア諸国にあらぬ緊張と火種を起しかねないような取り組みに抗議するとともに率直な意見具申をあげるべきだと思います。</p>
<p>該当箇所：</p> <p>◇ 第1編 総論 第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>4 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画</p>
<p>意見の内容：</p> <p>沖縄県下の市町村国民保護計画について、沖縄県からの計画内容の強要及び計画策定請負の民間会社への委託斡旋等を行わないこと。</p>
<p>該当箇所：</p> <p>◇ 第2章 国民保護措置に関する基本方針</p> <p>(1) 基本的人権の尊重</p>
<p>意見の内容：</p> <p>国民保護法が定める強制措置について、拒否できる「正当な理由」として、住民の思想・信条に基づく拒否を一律に排除してはならない。</p>
<p>該当箇所：</p> <p>◇ 第2章 国民保護措置に関する基本方針</p> <p>(3) 国民に対する情報提供</p>
<p>意見の内容：</p> <p>武力攻撃事態や有事にあっても、報道の自由や国民の知る権利が制限されることがないように具体的な規程を計画に明記すること。</p>
<p>該当箇所：</p> <p>◇ 第2章 国民保護措置に関する基本方針</p> <p>(5) 国民の協力</p>
<p>意見の内容：</p> <p>計画(素案)とともに発表された「素案の概要」という文書の中では、「国民が協力の要請に応ずるか否かは任意とし、義務とはしない」と記述されていますが、肝心の計画(素案)の本文中には、「この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする」という記述になっています。概要では、義務とはしないと表記しているのに、本文中にはその表現はありません。</p> <p>「任意の規定」や「義務化の排除」という視点をぜひ計画(素案)の中にも表記するとともに、国民保護計画に基づく避難訓練が地域、職域、学校等、さまざまな形で重ねられる中で、「良心の自由」として、訓練参加を拒否することも自由であり、強制されないことを明記すべきと思います。それは職域では業務命令的な形で実施されないか、拒否した場合は雇用関係等で差別・選別が行われ</p>

ないか、学校現場の教職員にも共通します。協力出来ないと判断した教職員にも「良心の自由」をはっきりと明記し認知し保証してほしい。この問題は大変重要なところですよ。

日の丸・君が代の強制問題でも「国旗・国歌法」の法制化当時は、強制しないとしていましたが、数年後には実質的に強制化されました。「国民の協力」は、強制しないし協力しないものに対して不利益や差別・選別の対象にならないよう県として明確に規定をする必要があると思います。

地域では、協力できない人をリストアップしたり、そういった「非協力者」の情報やデータを対策本部や県として保管しないととも、部外に提供や流失させないように制度として確立する必要があります。ぜひ、この点について明記させていくべきだと思います。

該当箇所：

◇ 第2章 国民保護措置に関する基本方針

(7) 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

意見の内容：

国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人等のほかに、乳幼児、児童、妊産婦を加え具体的に明記すること。

該当箇所：

◇ 第2章 国民保護措置に関する基本事項

(7) 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施及び

◇ 第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

意見の内容：

第2章の該当文章の中に、「県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。」とあります。また第12章の【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】には、「ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。」としています。これらの文章の意味するところは、消防庁の「都道府県国民保護モデル計画」にも記載されているとおり、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書が国際紛争の際に、文民保護を国際的に保障していることを認めていることとなります。そうであれば、同条約の第一追加議定書にある58条の「攻撃の影響に対する予防措置」や59条の「無防備地域宣言」も武力攻撃事態をはじめ有事の際に、住民を保護する規定を、国民保護計画の中において採用することを否定する理由はありません。

58条には、人口密集地域の軍事目標設置を防止し、また文民及び民用物を軍事目標の近傍から移動させることを謳っています。この規程は、普天間基地が人口密集地域に存在している現在の事態そのものが国際法違反であること。近隣住民の安全が危険な状態のまま放置されてきたを追認してきた日米政府に責任があることを意味します。また59条の「無防備地域宣言」を沖縄県として、または県内の市町村が行うことも国民保護計画の一環として採用することは、日本政府がジュネーブ条約第一追加議定書を批准した今、当然認められることとなります。ジュネーブ条約第一追加議定書は、自国民保護を義務付けており、地元住民の安全を確保する最終的な責任は政府ではなく地元自治体にあることは、国民保護計画を全国の全市町村に策定させることでも明らかです。

ぜひ、沖縄県国民保護計画の中に、ジュネーブ条約第一追加議定書の59条の「無防備地域宣言」や58条の「攻撃の影響に対する予防措置」の規程に基づく住民保護規定を盛り込むことが必要です。

該当箇所：

◇ 第2章 国民保護措置に関する基本事項

(9) 地域特性への配慮

意見の内容：

米軍の行動と住民避難の調整をどのように行うのか明確になっていない、結論が出ていない段階で国民保護計画を策定すること自体無理がある。一昨年の沖縄国際大学でのヘリ墜落事件で明らか

のように有事の際に米軍は自らの行動のみ優先させ、警察や消防署をはじめ地元自治体、大学側の意見さえも聞かなかった。四軍調整官との協議を今後行うといっても、県との話し合い結果を実際に履行する保証が協定書等の国際的な公的拘束力をともなったものがないかぎり信用できない。

該当箇所：

◇ 第4章 県の地理的、社会的特徴
6 米軍施設等

意見の内容：

(1)米軍施設、(2)自衛隊施設の項目に、軍民混在となった沖縄戦の歴史とその教訓、県民が軍隊に持つ感情など他の府県や都道府県モデルでは触れることができない特殊事情をふまえないならぬ。このことを抜きに沖縄県及び市町村での国民保護計画策定は、机上の空論となる。また小さな島嶼県である沖縄に米軍施設や自衛隊施設が集中している事実を列挙するだけでなく、その存在自体が、武力攻撃事態やテロ攻撃事態の発生を生む原因となっており、沖縄県としてこの問題についてどう対処していくのか、その方向性が保護計画の中に盛り込むことが必要だ。

該当箇所：

◇ 第2編 平素からの備えや予防
第1章 組織・体制の整備 第2 関係機関との連携体制等の整備

意見の内容：

自衛隊との過度の連携は、自衛隊による県政全般への干渉につながりかねない。県庁内に自衛官や自衛官OBの配置、顧問としての採用は見合わせるべきで、県によるこうした判断は今後の県内市町村の先行例としても危惧するところ。自衛隊との連携体制等は、協議会等の会議などで行われるべきもので、県庁内の特定部署への自衛隊関係者の配属は住民自治としての自治体の役割を放棄するものである。防衛庁や自衛隊との連携が過度に強調されないように求める。

該当箇所：

◇ 第2編 平素からの備えや予防
第1章 組織・体制の整備 第5 研修及び訓練 1 研修

意見の内容：

武力事態攻撃等の国際紛争の対処に当たっては、文民保護を定めた国際的基準である国際人道法のジュネーブ諸条約等を県職員としても研修すべきであり、各市町村段階でも研修項目として県は指導すべきである。

該当箇所：

◇ 第2編 平素からの備えや予防
第2章 避難及び救援に関する平素からの備え 1 避難に関する基本的事項

意見の内容：

狭い島嶼県である沖縄。県内すべての自動車保有台数、各家庭の自家用車保有台数と道路実延長距離、自動車台数に対する道路実延長距離などの分析によっても、緊急時に一斉に住民が避難することが本当に可能なのかはなはだ疑問。さらに米軍と自衛隊が緊急時に事態対処のための作戦行動を優先する中で、住民避難ができるとは考えられない。那覇マラソンのゼッケンを配布しただけで、那覇市から浦添市まで7キロの大渋滞が発生した最近の事例や、交通事故発生数が全国でも最下位に近いが日常的な交通渋滞が発生している現実。さらに年間500万人を超える観光客が使用するレンタカーの使用台数も毎年増加している中で、県として責任を持って本当に避難させる自信があるのか。これも机上の空論としか思えない。

〔提出期限〕 平成18年1月25日(水) 必着

〔提出先〕 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事公室防災危機管理課

FAX: 098-866-3204 E-mail: aa070700@pref.okinawa.jp

意見提出用紙

「沖縄県国民保護計画」(素案)に対する意見

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	
連絡先 (必須)	電話番号： ()
	電子メールアドレス：

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容	
該当箇所：	
意見の内容：	
<ul style="list-style-type: none">・ 武力攻撃等を未然に防ぐための努力をすべきだと思う。自治体外交や平和施策など。特に沖縄戦の体験があるこの沖縄県はその努力がより一層必要で、沖縄戦の教訓をもっと考えるべき、小中学校で習った平和学習は何だったのか。沖縄戦を体験した沖縄で、このような有事に備える国民保護計画を策定していることは大変残念である。・ 武力攻撃を受けないために国に、どのような考えを持っているのか？・ どの国から武力攻撃を受けるのか明確な説明をして欲しい。・ 米軍基地周辺の住民の避難等の部分で、基地内避難の規定があるが、基地は武力攻撃が起こった際には、一番先に攻撃される可能性が高くかなり危険である。	

[提出期限] 平成18年1月25日(水) 必着

[提出先] 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事公室防災危機管理課

FAX: 098-866-3204 E-mail: aa070700@pref.okinawa.jp

意見提出用紙

「沖縄県国民保護計画」(案) に対する意見

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	
連絡先 (必須)	電話番号:
	電子メールアドレス:

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容

●本計画策定手続きの違法・不当性

国民保護計画の策定には、県議会の議決が要らないとうかがいました。政府の閣議決定をもらって、議会に報告するだけで済むとのことで、本計画案のような県民の生命・財産そして憲法の平和主義、戦争の放棄にかかわる重要な案件が、県民の代表で構成される県議会でのチェックも効かず一方的に策定されることは、住民自治、住民の自己決定及びシビリアンコントロールに反するもので到底認めることはできません。議会で本計画案について、慎重かつ十分な審議が行われ、議決を経ることは憲法が求める手続きのあり方です。

また、国民保護協議会の委員の選任は、知事の任命であり、県民による選出ではありませんし、委員の構成も県民の意見を反映するものではなく、計画策定のための実務的な構成となっています。今年度中に計画を策定しなければならないと法律に書いてあるわけではありませんから、各地で県民説明会を実施することや十分な周知をはかること、県民の意見陳述の機会の保障、2ヶ月以上は確保した期間における県民からの意見提出の機会の保障などの時間を確保した上で、慎重な審議を尽くすべきと考えます。三重県では国民保護計画案について住民説明会を実施したと聞いています。

本計画案は、県民の生命・財産そして憲法にかかわる重要な問題であり、時間をかけた周知が行われることなく進む手続きは問題です。例えば、物資の提供や土地の明け渡しなどの強制が示されていますが、良心に基づいて協力しない場合、どのような不利益を被るのかなど、質疑のできる説明会において、具体的に説明をし、県民の理解を得ることなくして、計画の実効はあり得ません。今年度中に計画を策定しなければならないと法律に書いてあるわけではありませんから、あくまでも、地方自治の本旨に基づき、前述しましたように、各地で県民説明会を実施することや十分な周知をはかること、県民の意見陳述の機会の保障、2ヶ月以上は確保した期間における県民からの意見提出の機会の保障などの時間を確保するなどの慎重な手続きを尽くすべきと考えます。

このように、国民保護協議会が県民の意見を反映できるようなものではなく、また、議会の議決を経ないことも看過できない重大な問題であることから、本計画策定の手続きは極めて違法・不当なものであり、容認できません。

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」においても、その

第五条で、「国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。」とあります。実施段階で、保障される権利は、当然、計画策定段階でも保障されなければならないことは申し上げるまでもございません。

●真の住民の保護と自治体の責務

地方自治体の第一義的な責務は、住民の生命及び財産の保護です。本計画案策定にあたっては、消防庁作製のひな型を踏襲するのではなく、憲法、地方自治法に則った、真の県民の保護のための自治体の責務は何であるかを基本に据えなくてはなりません。「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の第5条及び第7条において、地方自治体の責務は、住民の生命・財産を守ることであり、そのために、適切な役割を担うと明記されています。生命・財産を守ることの基本は戦争を招くような行為をしないということであり、つまり、戦争の準備をし、訓練をして、諸国を緊張させ、挑発するような行為は拒否し、憲法にのっとり「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」、非軍事、非戦、貧困や格差是正及び平和のための諸国の自治体との交流の推進などの立場を明確に示し、実践していくことに他なりません。戦争の準備や訓練をし、戦争への体制を整えれば整えるほど、そこが攻撃の対象となることは、ここで申し上げるまでもございません。国や自治体を挙げて、戦争の準備をし、基地と緊密な連携をとっていくとなれば、基地のある自治体、熱心に有事の訓練をする自治体は、最初に攻撃の対象とされ住民は壊滅的な被害を受けます。

政府の希望では、今年度中に国民保護計画を策定するとのことですが、これは、法律に明記された要請ではなく、自治体に強制をすることはできないものです。また、憲法、地方自治法、及び本計画案関連法に鑑みても、政府の意向に沿った計画の策定を自治体に強制できるものではないところからも、国民保護計画策定を急ぐことなく、憲法・地方自治法に基づき、非戦への不断の努力こそが、県民の生命・財産を守るということを基本に、本計画案を抜本的に検討し直すことを求めます。

●自然災害と戦争災害は違う、「テロ」は現行法で対応

本計画案は、想定が難しい事態については国の指示に従う、防災計画が使えるものはそれを活用するという基本的な考えで貫かれています。

防災計画が想定している自然災害は、予測ができず防ぐことは困難ですが、戦争災害は人為的なものですから、防ぐ努力は可能です。それにも関わらず、戦争災害を未然に防ぐ努力を怠り、平和主義の憲法を掲げながら有事の準備をするという行為は、諸国、諸勢力に敵対するものと受け取られます。自然災害に対する防災計画や避難訓練は必要ですが、戦争災害を想定しての体制づくりはあってはならず、憲法に反します。

また、いわゆる緊急対処事態・「テロ」と呼ばれる行為は、犯罪であり、現行法で対応すべきものです。

以上のことから、本計画案の策定は、憲法に反し、かえって軍事的緊張を生むだけであり、県民の生命・財産を脅かすものですので、策定を止めるよう求めます。

●米軍との関係が不明確

本計画案では、「※ 米軍基地所在都道府県における米軍と調整する必要が「ある事項や米軍との連携のあり方については、関係省庁においてその対応を協議しており、一定の整理が「ついた段階において、今後、情報提供を行うこととしている。」などと、住民の生命と財産にかかわる極めて重要な部分があいまいな記載にとどまっている。昨今の米軍関連の事件、事故においても、米軍は地元の要請に応えず、説明責任を怠り、住民の生命及び財産への影響を最低限にとどめようとする姿勢が見られない。このような米軍に対して政府の対応も非常に甘いところから、本計画案の目的である住民の生命及び財産の安全の確保が担保されるとは考え難い。

●戦争では安全な場所はない

本計画案の p. 74「弾道ミサイル攻撃」に対する「避難における留意事項」として「・当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させる。
・できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。
・着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。」

と記載されています。しかし、昨今の武力攻撃能力のすさまじさは、現在も続くイラク戦争でも明らかになったように、このような避難で逃れられるものではありません。私が母から聞いた太平洋戦争時の空襲体験でも、当時の空襲のレベルでさえ、堅牢だと思っただけであろう石垣の裏から、蒸し焼きになった遺体がたくさん出て来るのを見たとか、防空壕で煙で死にそうになったなどと聞きました。地下施設が水や火災に弱いことは周知のことですし、このような安易な記載がされることに、この計画案が机上の空論でしかなく、真に住民の保護を考えてのものではないことが現れていると感じます。

●放射能汚染を未然に防ぐ努力

また、同 p. 74 において、武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害が想定されていますが、県民が放射能汚染のない地域に即時に避難することなど到底不可能です。また、放射能汚染・被害は永年に渡り続きます。このような甚大な被害の発生は、原子力艦の存在をなくすことでしか防ぐことはできません。真に住民の生命・財産を守る立場に立ち、本計画を策定するのであれば、原子力艦の持ち込みに対し、中止、撤去を積極的に要請すべきと考えます。沖縄県の人々、美しい風土、おいしい食べ物が半永久的な放射能汚染に見舞われることは、他県民としても到底看過できるものではありません。

●なお、募集した意見は、簡潔にまとめ過ぎることなく、できるだけ本文のニュアンスが伝わる程度の要約にとどめ、委員にはできれば意見の全文を配布するよう強く求めます。既に国民保護計画につきパブリックコメント募集を実施し、結果をとりまとめた他の自治体の文書を見たところ、これまでの国や自治体が行った他分野のパブリックコメントの集約結果では見たこともないような簡潔なとりまとめになっており、県民参加手続きをないがしろにするものとして危機感を覚えるところです。以上

意見提出用紙

「沖縄県国民保護計画」(素案)に対する意見

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	
連絡先 (必須)	電話番号:
	電子メールアドレス:

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容

該当箇所:

意見の内容:

このような重大な案件に関して、十分な広報がなされていないことが一番の問題だとも思います。

計画案を読んでも、ゲリラ、弾道ミサイルなど、聞くだけでも恐ろしい場面を想定されて計画されていますが、沖縄県民全てに関わる重大な計画でもあるのに、

この計画案を見るまでに何度クリックしないといけないのでしょうか。

なぜHPのトップにでかでかと目立つようにのせないのでしょうか。パソコンのない方はもっと苦労して資料を手に入れなければなりません。

テレビでも何度も放送し、意見を求めるべきです。

それに意見募集の期間が短すぎます。

これではまるで戦争の準備をしているかのような、計画にもみてとれます。

県民の不安をあおるような計画であるから、広報をしっかりとっていないのか、意見広告を新年の忙しい時期に短期間ですませるのでしょうか。

県民の多くが この計画案をみることなく、知らない間に決められてしまうのではないのでしょうか。

HPにのせているからとか、見ない県民に責任があるとか、そんなことで済ますのではなく、生命にかかわる重要な計画案であるからこそ、

もっと県民皆が議論したうえで意見を述べられるような方法をとってほしいです。

県民の頭越しにきまってしまうような計画案に私は賛成できません。

意見提出用紙**「沖縄県国民保護計画」(素案)に対する意見**

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	
連絡先 (必須)	電話番号： ()
	電子メールアドレス：

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容
該当箇所：
意見内容： 私は、有事を想定しての「国民保護計画」に反対です。世界中に冠たる平和憲法を持っている日本がこの憲法の主旨に反する計画を各自治体を求めること事体、大変な違和感があります。 ましてや、わが沖縄県民は過ぎる大戦で本土の「棄て石作戦」に使われ、悲惨極まる体験をしました。この体験から県民は「軍隊は住民を守らない」という教訓を学んだ筈です。 私たちの島沖縄は昔から「非武」の思想と伝統を持っています。そして「命どう宝」「イチヤリバチヨーデー」という平和と共生の思想を生活の根底に置いて生きている筈です。 政府と自治体は国民主権の観点からは同権・対等の関係です。政府が憲法に基づく「平和的生存権」を脅かす政策をとるときには、国民及び自治体はこれに反対する権利があると思います。 今、米軍再編で日米軍事同盟一体化路線が小泉内閣によって強行されようとしています、そのネライは対中国包囲網のように思えます。中国敵視政策で、東シナ海は平穏になるでしょうか。私たち沖縄は、その昔琉球王朝時代、中国と仲良くして大交易時代を迎えた歴史経験を持っています。 日本の将来のためにも、そして私たち沖縄の将来のためにもアジアと良好な関係を築いていくことが必要です。県はその先頭に立ってください。従って、保護計画はつくる必要はありません。また、本当に有事になったとき、沖縄に避難するところなんて無いと考えます。

〔提出期限〕 平成18年1月25日(水) 必着

〔提出先〕 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事公室防災危機管理課

FAX: 098-866-3204 E-mail: aa070700@pref.okinawa.jp

意見提出用紙

「沖縄県国民保護計画」(素案) に対する意見

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	
連絡先 (必須)	電話番号：
	電子メールアドレス：

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容
該当箇所：(1) 第2章(1) 基本的人権の尊重 の項の後半 (2) 第5章 県民保護計画が対象とする事態
意見内容：(1) 「国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、」 という事は、いかに「必要最小限」で、「公正かつ適正な手続き」と断っても、国民の自由と権利は制限される可能性があるということです。しかし、どんな場合でも、国民の権利や自由は無制限に認められるべきです。この項の文章は、国民保護法にもあるが、日本国憲法に明確に違反していると私は考えます。 (2) このような事態が生じないようにするのが、県民を保護する一番確かな方法です。 そのためには、武力に頼るのでなく、まず、イラクから自衛隊を撤退させ、途上国へのひも付きでない経済援助や、近隣諸国へきちんと戦争責任を果たし、平和条約を結ぶ努力をすることや、難民の受け入れなど、やることは沢山あります。 国に、日米安保条約からの離脱を求めましょうよ。米軍基地をなくし、その分のお金を国民の暮らしや教育、近隣諸国との平和外交のために使うことを求めましょうよ。 私の希望は、日本の軍事費をゼロにし、その分を上にした経済援助、難民受け入れ、近隣諸国との平和友好のために(もちろん、国内の福祉全般にも)使うことです。そうすれば日本はどこの国からも攻められる心配をしなくてもよいのです。

〔提出期限〕 平成18年1月25日(水) 必着

〔提出先〕 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事公室防災危機管理課

FAX：098-866-3204 E-mail：aa070700@pref.okinawa.jp

意見提出用紙

「沖縄県国民保護計画」(素案) に対する意見

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	
連絡先 (必須)	電話番号： ()
	電子メールアドレス：

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容
該当箇所：
意見内容： 国民保護法は日本国憲法の前文及び第9条に違反するものである。また同法は戦争・有事を想定したものであり、戦時中の国民の生命・財産の保護となっているが「国民保護」の最大な施策・計画は戦争を否定した非戦・反戦の現憲法下での国民保護が最も大切である。 日米の攻守同盟、軍事再編計画は中国を敵国と想定したものであり、意図的・誘発的戦争の危険を感じます。それを前提とした国民保護法に基づく沖縄県の国民保護計画(素案)に絶対に賛成できません。去る大戦での14万人県民の犠牲は日本軍隊が駐留し軍事基地があり、その上での犠牲ではありませんか。基地撤去こそ最大な万策。去る大戦が教えたー「前事の忘れざるは後事の師なり」ーと。

〔提出期限〕 平成18年1月25日(水) 必着

〔提出先〕 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事公室防災危機管理課

FAX：098-866-3204 E-mail：aa070700@pref.okinawa.jp

意見提出用紙**「沖縄県国民保護計画」(素案) に対する意見**

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	
連絡先 (必須)	電話番号： ()
	電子メールアドレス：

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容
該当箇所： 沖縄県国民保護計画策定に反対
意見内容： 国民保護計画は、有事（戦争）に備えて策定されるもので反対です。沖縄が攻撃の標的になるのは、軍事基地があるからにはほかなりません。軍事基地がある限り、県民の生命や財産が守られないことは、沖縄戦が教えてくれています。素案には基地に避難することが盛り込まれていますが、米軍の対応でも明らかなように、有事には基地ゲートは閉鎖され戦闘に必要な要員以外は閉め出されます。幹線道路や湾港、空港は軍事優先で、一般住民は脇へ追いやられるのがおちです。恐らく、渋滞で住民の避難どころではないでしょう。保護計画が策定されると、防災訓練、避難訓練が日常的に行われることでしょう。参加しない者、協力的でない者は、「非国民」のらく印が押され、危険人物にされかねません。 県が国のいいなりになって、保護計画を策定することは、多くの住民が犠牲になった沖縄戦の教訓を踏みにじることとなります。

〔提出期限〕 平成18年1月25日(水) 必着

〔提出先〕 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事公室防災危機管理課

FAX：098-866-3204 E-mail：aa070700@pref.okinawa.jp

意見提出用紙**「沖縄県国民保護計画」(素案) に対する意見**

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	
連絡先 (必須)	電話番号： ()
	電子メールアドレス：

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容
<p>該当箇所： 総論</p>
<p>意見内容：</p> <p>2001年9月、アメリカで起きた同時多発テロの情報は、アメリカの基地を有する沖縄に即影響し、観光客の落ち込みが、11月前年比24.4%という数字に表れ、基地と観光はリンクしないことが明確になりました。危険な場所には観光には行きたくないし、平和学習の生徒たちを送りたくないというのは当然だと思います。それを見ても、有事になれば国内基地の75%を占め、しかも出撃基地である沖縄が真っ先に標的になるであろうことは容易に推測できるというものです。そして「軍隊は住民を守らない」とは60年前の大戦から私たちが学んだ教訓です。軍隊や軍力で平和は守れないし、国民を保護することはできません。21世紀の戦は核爆弾が飛んで来るだろうと思えば、どこへどのように逃げても逃げおおせる訳がないではありませんか。巨大な地下シェルターをつくって国民を保護しますか。国民保護・県民保護と言うならば、利権ありきで戦争仕掛け人ともいえるアメリカに追随した共犯者日本にならないこと。そして有事の標的となる基地を撤去することが最短適切な方法だと思います。東アジアの国々から戦争を挑む事はないだろうとはデータ的に見た専門家の言ですが、テロを誘発しないためには、アジア間の緊張を解き、又イラクからの自衛隊の撤退を求めなければならないと思います。</p> <p>そして私たち県民は、豊かな沖縄の自然環境と、かけがえのない文化遺産、数ある世界遺産を、人類の財産として守り通すために「沖縄は戦争をしない、させない、不戦の県」として徹することだと思います。それには県として、アジア諸国をはじめ、国際的に積極的な平和外交を行い、ウチナーン人の魂である「命どう宝」「イチャリバ兄弟」の黄金言葉が表現する広くて深い精神文化をことごとく体現し、また古代琉球の踊奉行を現代に生かすべく沖縄の芸能の力を充分に活用しながら対話と交流を重ねていくことが戦争への道を断つことに繋がると思います。又、一方でジュネーブ条約追加議定書に定める「無防備地域宣言」を行い、非武装、無防備を表明して、外務からの攻撃を受けない防御策を国民保護計画案に盛り込むという広い懐で国民保護を考えていただきたいことを総論に対する意見として申し述べます。</p>

〔提出期限〕 平成18年1月25日(水) 必着

〔提出先〕 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
 沖縄県知事公室防災危機管理課

FAX：098-866-3204 E-mail：aa070700@pref.okinawa.jp

意見提出用紙

「沖縄県国民保護計画」(素案) に対する意見

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	
連絡先 (必須)	電話番号： ()
	電子メールアドレス：

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容
該当箇所：
意見内容： 県内の基地在ることに危険性を感じております。 攻撃目標を持っていること自体を問題にすべきです。いざ戦争になったら、住民が真っ先に犠牲にされることは先の大戦で学んでいます。どんな保護計画も無に等しくなるでしょう。まして地位協定の現状を見れば米軍への住民避難や基地内交通を求めも何ら協力を得られないでしょう。 沖縄は全ての基地を撤去すべく、独立を視野にいれて日米政府にあたって欲しいと願っております。

[提出期限] 平成18年1月25日(水) 必着

[提出先] 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事公室防災危機管理課

FAX: 098-866-3204

E-mail: aa070700@pref.okinawa.jp

意見提出用紙

「沖縄県国民保護計画」(素案)に対する意見

氏名または団体名 (必須)	
住所または所在地 (必須)	
連絡先 (必須)	電話番号:
	電子メールアドレス:

※ご意見の内容等に関して確認する場合がありますので、必須項目については必ず記入願います。

ご意見の内容	
該当箇所:	
意見の内容: 国民保護法がなぜ他国からの攻撃に備えたものになるのでしょうか。 近年、自然破壊なども原因のひとつとなっている大規模災害が続出しています。 必要なのは軍隊による指示ではなく、レスキューや医療の充実です。 今、国民保護の名で準備しようとしているのは、戦争開始の大義名分をオブラートに包んだアメのつもりなのでしょうか。 仮に沖縄が攻撃されるとしたら、リスクの大きい無差別攻撃ではなく、軍事的な要である為に違いありません。 事が起こる準備をするのではなく、そうならないための根本的原因の対処をお願いします。 米軍及び自衛隊の解散、そして完全非武装のレスキュー団体の結成をしてください。 沖縄は軍事の要ということは、軍事的加担をしないことで平和の要ともなりうる場所です。 また、他国の攻撃と言いますが、いったいどの国を想定しているのでしょうか。 9.11のテロの後、米軍のゲートから住民に銃口を向けて立っていたアメリカ兵を思い出してください。アメリカこそ沖縄を一番攻撃しやすい国ではないですか。内部に軍隊を持っているんですよ。	